

事務連絡
平成28年5月31日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

内閣官房国際感染症対策調整室
厚生労働省健康局結核感染症課

「夏の蚊対策国民運動」における蚊の対策に関する協力依頼について

感染症対策の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

政府においては、平成28年3月29日、「ジカウイルス感染症に関する追加的な対応（第3弾）」を取りまとめ、各省庁、地方自治体、企業をはじめ国民全体で「夏の蚊対策国民運動」を展開することとしています。

この「夏の蚊対策国民運動」における蚊の対策に関する普及啓発について、下記の内容について御了知の上、関係者への周知等の対応をよろしくお願いいたします。

なお、別添4のとおり、関係省庁にも周知していることを申し添えます。

記

1 蚊の対策に関するリーフレットの活用について

政府においては、「夏の蚊対策国民運動」の一環として、各省庁、地方自治体、公共交通機関、企業、学校等からの蚊の対策（自宅周辺の水溜りを除去する、蚊の多い場所に行くときは肌を露出しない等）に関する普及啓発を推進することとしています。

これを受け、別添1から3までのとおりリーフレットを作成しましたので、各都道府県・保健所設置市・特別区におかれましては、別紙により管内市町村、関係機関、団体等への周知を図り、リーフレットの配布、ホームページや広報

誌への掲載等を通じて国民一人ひとりにジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症を予防するための蚊の対策に対する理解を深めていただけるよう、格別の御配慮をよろしく申し上げます。

なお、当該リーフレットについては、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規制する広告に該当しないことを確認済であることを申し添えます。

<リーフレットの内容>

別添1：一般国民向け（ジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症の感染予防）

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000125953.pdf>)

別添2：一般国民及び施設管理者向け（蚊を減らすための対策）

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000125950.pdf>)

別添3：児童の保護者等向け

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000125954.pdf>)

※ 学校等からの児童の保護者等への蚊の対策の普及啓発については、内閣官房及び厚生労働省から別途発出した関係省庁等宛の事務連絡により、文部科学省等の関係省庁において、必要に応じて地方自治体、関係事業者団体等を経由して普及啓発を行うこととしています。別紙を参照して下さい。

2 ジカウイルス感染症予防に関する政府広報オンラインについて

政府においては、政府広報オンラインにおいてジカウイルス感染症を防ぐためのポイントや関連リンクを紹介しております。流行地域へ渡航する人への注意点など有用な情報が含まれておりますので、併せて周知いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

<政府広報オンライン>

何が危ない？ どう防ぐ？ ジカウイルス感染症（ジカ熱）予防のポイント

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201605/2.html>

(関連リンク)

- ・厚生労働省「ジカウイルス感染症について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>
- ・国立感染症研究所「ジカウイルス感染症とは」
<http://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/6224-zika-fever-info.html>
- ・国立国際医療研究センター国際感染症センター「ジカ熱/ジカウイルス感染症」
<http://www.dcc-ncgm.info/topic/topic-ジカウイルス感染症/>
- ・感染症危険情報（外務省海外安全ホームページ）
http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/pcinfectioninfolist.asp?pageno=1
- ・WHO（世界保健機関）「Zika virus and complications」（英語）
<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>

3 「夏の蚊対策広報強化月間」の取組について

「夏の蚊対策国民運動」においては、特に6月を「夏の蚊対策広報強化月間」として、政府広報や地方自治体等による広報・普及啓発を集中的に実施することとしています。

各地方自治体におかれましても、6月の「夏の蚊対策広報強化月間」の取組として、今般送付したリーフレットを始め、今後、内閣官房又は厚生労働省より送付する各種媒体について、本庁や関係機関、団体等における配布、ホームページや広報誌への掲載、「夏の蚊対策」に関する首長等からのメッセージの発信等により、蚊の対策の集中的かつ幅広い周知に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、内閣官房及び厚生労働省では、「夏の蚊対策広報強化月間」で活用する標語を国民から広く募集し、先般、以下の作品に決定しました。各地方自治体における「夏の蚊対策広報強化月間」等の取組に適宜御活用いただきますようお願いいたします。

- ・（優秀賞）
まあいいか！では困ります。放置の溜め水、濁り水。（中山直子さん（47歳）福岡県）
- ・（優秀賞）
蚊の用心 しているあなたも 日本代表（大海寛輝さん（37歳）大分県）
- ・（優秀賞）
小さくも 大きな脅威 蚊に注意（大山藍さん（16歳）茨城県）